

本多委員提出資料

- ① 平成 20 年 6 月 10 日最高裁判所判決全文 P1
(五菱会ヤミ金融事件最高裁判決)
- ② 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会ニュース No. 70 号 P7
- ③ 特定調停手続関係資料 P8

主 文

原判決のうち上告人らの敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき、本件を高松高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人五葉明徳ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、いわゆるヤミ金融の組織に属する業者から、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（平成15年法律第136号による改正前のもの。以下「出資法」という。）に違反する著しく高率の利息を取り立てられて被害を受けたと主張する上告人らが、上記組織の統括者であった被上告人に対し、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審が確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、著しく高利の貸付けにより多大の利益を得ることを企図して、Aの名称でヤミ金融の組織を構築し、その統括者として、自らの支配下にある第1審判決別紙2「被害明細表」の「店舗名」欄記載の各店舗（以下「本件各店舗」という。）の店長又は店員をしてヤミ金融業に従事させていた。

(2) 上告人らは、平成12年11月から平成15年5月までの間、それぞれ、第1審判決別紙2「被害明細表」記載の各年月日に同表記載の金銭を本件各店舗から借入れとして受領し、又は本件各店舗に対し弁済として交付した。そして、上記金銭の授受にかかる利率は、同表の「利率」欄記載のとおり、年利数百%～数千%であった。

(3) 本件各店舗が上告人らに貸付けとして金員を交付したのは、上告人らから元利金等の弁済の名目で違法に金員の交付を受けるための手段にすぎず、上告人ら

は、上記各店舗に弁済として交付した金員に相当する財産的損害を被った。

3 原審は、次のとおり判示して、被上告人について不法行為責任を認める一方、上告人らが貸付けとして交付を受けた金員相当額について損益相殺を認め、その額を各上告人の財産的損害の額から控除した上、原判決別紙認容額一覧表の「当審認容額」欄記載のとおり、上告人らの各請求を一部認容すべきものとした。

(1) 出資法 5 条 2 項が規定する利率を著しく上回る利率による利息の契約をし、これに基づいて利息を受領し又はその支払を要求することは、それ自体が強度の違法性を帯びるものというべきところ、本件各店舗の店長又は店員が上告人らに對して行った貸付けや、元利金等の弁済の名目により上告人らから金員を受領した行為は、上告人らに対する關係において民法 709 条の不法行為を構成し、被上告人は、A の統括者として、本件各店舗と上告人らとの間で行われた一連の貸借取引について民法 715 条 1 項の使用者責任を負う。

(2) 本件各店舗が上告人らに対し貸付けとして行った金員の交付は、各貸借取引そのものが公序良俗に反する違法なものであって、法的には不法原因給付に当たるから、各店舗は、上告人らに対し、交付した金員を不当利得として返還請求することはできない。その反射的効果として、上告人らは、交付を受けた金員を確定的に取得するものであり、その限度で利益を得たものと評価せざるを得ない。

(3) 不法行為による損害賠償制度は、損害の公平妥当な分配という觀点から設けられたものであり、現実に被った損害を補てんすることを目的としていると解される（最高裁昭和 63 年（オ）第 1749 号平成 5 年 3 月 24 日大法廷判決・民集 47 卷 4 号 3039 頁参照）ことからすると、加害者の不法行為を原因として被害者が利益を得た場合には、当該利益を損益相殺として損害額から控除するのが、現

実に被った損害を補てんし、損害の公平妥当な分配を図るという不法行為制度の上記目的にもかなうというべきである。

4 しかしながら、原審の上記3(3)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

民法708条は、不法原因給付、すなわち、社会の倫理、道徳に反する醜惡な行為（以下「反倫理的行為」という。）に係る給付については不当利得返還請求を許さない旨を定め、これによつて、反倫理的行為については、同条ただし書に定める場合を除き、法律上保護されないことを明らかにしたものと解すべきである。したがつて、反倫理的行為に該当する不法行為の被害者が、これによって損害を被るとともに、当該反倫理的行為に係る給付を受けて利益を得た場合には、同利益については、加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも、上記のような民法708条の趣旨に反するものとして許されないものというべきである。なお、原判決の引用する前記大法廷判決は、不法行為の被害者の受けた利益が不法原因給付によって生じたものではない場合について判示したものであり、本件とは事案を異にする。

これを本件についてみると、前記事実関係によれば、著しく高利の貸付けという形をとつて上告人らから元利金等の名目で違法に金員を取得し、多大の利益を得るという反倫理的行為に該当する不法行為の手段として、本件各店舗から上告人らに對して貸付けとしての金員が交付されたというのであるから、上記の金員の交付によって上告人らが得た利益は、不法原因給付によって生じたものというべきであり、同利益を損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として上告人らの損害額から

控除することは許されない。これと異なる原審の判断には法令の解釈を誤った違法があり、この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。

5 以上によれば、論旨は理由があり、原判決のうち上告人らの敗訴部分は破棄を免れない。そして、上告人らが請求し得る損害（弁護士費用相当額を含む。）の額等について更に審理を尽くさせるため、同部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官田原睦夫の意見がある。

裁判官田原睦夫の意見は、次のとおりである。

私は、本件において、被上告人の支配下にある各店舗から上告人らに対して、著しく高利の約定による貸付金名下で交付された金員は、不法原因給付として、本件各店舗から上告人らに対して返還を請求することができないものであり、また、上告人らが上記貸付金名下で交付を受けたことによる利得は、損益相殺ないし損益相殺的な調整として上告人らが被った損害額から差し引くべきではないとする点では、多数意見と結論を同じくする。しかし、多数意見のように「反倫理的行為に該当する不法行為の被害者が、これによって損害を被るとともに、当該反倫理的行為に係る給付を受けて利益を得た場合には、同利益については、加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除すること」も許されない、と一義的に言い切ることには、なお躊躇を覚える。不法行為の被害者が加害者から受けた給付が、不法原因給付としてその返還を要しない場合であっても、被害の性質や内容、程度、被害者の対応、加害行為の態様等から、

その給付をもって損益相殺的処理をなすことが衡平に適う場面があり得ると考えられるからである。

ところで、本件では、上告人らの被った財産上の損害は、上告人らが本件各店舗に対して支払った元利金等と解されるところ、それに関連して、本件における損害の捉え方及び損益相殺との関係、並びに不法原因給付の給付物を被害者が加害者に交付した場合の関係について、以下に若干の補足的な意見を述べる。

加害者による不法行為により被害者が金銭等の財産上の損害を被った場合に、被害者が当該不法行為自体によって財産上の利益を得ているときには、その差額をもって財産上の損害額と評価すべきものである。例えば、加害者が投資名下の詐欺で被害者から100万円の交付を受け、その際に利益配当の前払であるとして被害者に5万円を交付した場合には、95万円が損害額である。そして、被害者が当該不法行為に起因して、別途、何らかの利得を得ている場合に、当該利得を既に評価されている損害額から差し引くべきか否かという点において、損益相殺の可否が問題となると考える。

本件では、上告人らは本件各店舗から著しく高い利率で貸付けを受け、その後に本件各店舗に対して元金部分と利息部分とを明確に区別することなくその元利金名下で支払っているところ、上告人らには、その支払の都度その支払った金額相当額の損害が発生していると評価されるのであり、その損害額の算定において、上告人らが当初に貸付金名下に給付を受けた金額との差額が問題になる余地はない。

このように、本件では当初の貸付金名下の金員の交付とは別途に損害の発生が認められるところから、その損害と貸付金名下で交付を受けた金員相当額との損益相殺の可否が問題となり得るが、本件では、それが認められるべきでないことは、多

数意見の述べるとおりである。

ところで、上告人らは、貸付金の元利金の支払名下で本件各店舗に支払をなしているところから、利息制限法を超える利息を支払った場合に、その超過部分は、当然に元本に充当されるとする判例法理との関係が一応問題となり得る。しかし、同判例法理は、金銭消費貸借契約の約定で定められた利率が利息制限法で定める利率を超えてはいるものの、当該金銭消費貸借契約それ自体は有効である場合にかかるものであって、本件のごとく貸付行為自体が公序良俗に反し無効である場合には、その貸付けに対する利息の支払を観念する余地はないから、上記判例法理の適用の可否は問題となり得ない。

また、給付が不法原因給付であって、給付者から利得者に対して不当利得返還請求をすることができない場合に、利得者が給付者に対し、当該給付にかかる物を引き渡し、あるいは給付にかかる利得額の一部又は全部を支払った時は、利得者は、それを返還し又は支払うべき義務が存しなかったことを理由として、給付者に対して、再度の給付を求めることができないと解されているところ、上告人らの本件各店舗に対する支払が、本件貸付金名下で交付を受けた金員の弁済としてなされている場合には、その弁済は、不法原因給付にかかる給付の返還と評価され、その弁済額相当額は損害として評価することができない余地がある。しかし、本件においては、上告人らの本件各店舗に対する支払は、元利金等としてなされてはいても、上記のとおり明確に元金部分として区分して弁済された事実は認められず、また、元利金名下の弁済であっても、上記のとおり判例法理を適用して制限利息超過部分が元本の弁済に充当される余地もないから、上告人らから本件各店舗に対して、貸付金名下の元金に対する弁済としてなされた給付は存しないものというべきである。

したがって、上告人らが被った財産上の損害は、上告人らが本件各店舗に元利金名下で支払った金員の総額というべきである（なお、上告人らが、本件各店舗に対して元利金名下で支払った金額につき、一審判決は、上告人らの陳述書記載の金額は、銀行に対する調査嘱託の結果と明らかに異なっている部分があり、その記載を直ちに信用することができない、として、上告人らが本件各店舗に対して支払った元利金につき一審判決別紙4取引一覧表の弁済額欄の金額を認定しているのに対して、原判決は、その陳述書の信用性について判決理由中に何ら触れることなく、同陳述書を証拠として引用した上で、上告人らの主張するとおりの元利金名下での金員の支払がなされたものと認定している。この点は、証拠の評価の問題ではあるが、同一の証拠関係に基づいて原審の認定を変更する場合には、当事者に対する説明の観点からも、判決理由中に何らかの説示がなされることが望まれる。）。

（裁判長裁判官 那須弘平 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官
田原睦夫 裁判官 近藤崇晴）

全国クレジット・サラ金 被害者連絡協議会ニュース NO. 70号 2008. 6. 18 <small>ヤミ金融対策特集</small>	発行 全国クレ・サラ被連協事務局 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階 電話 03(5207)5507 FAX 03(5207)5521 Eメール:hirenkyo011@nifty.com ホームページ http://www.cre-sara.gr.jp/
--	---

6月10日、最高裁、ヤミ金融の息の根を止める画期的判決！

ヤミ金から借りたお金は払う必要なし！支払った全額が損害として取り戻せる！

(指定暴力団山口組系五菱会系、ヤミ金融業者、梶山進に対する損害賠償請求上告審)

6月10日最高裁判所はヤミ金融・五菱会・梶山進に対する訴訟で「著しく高い金利で違法な貸付をした業者からは利息だけでなく元金を含めて借り手が支払った全額を損害として取り戻せる」との画期的判決を言い渡しました。

判決は「民法708条の不法原因給付は、社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為による給付については不当利得返還請求を許さない」「反倫理的行為については、法律上保護されない事を明らかにしたもの解すべきである」と指摘。

「反倫理的行為に該当する不法行為の被害者が、これによって損害を被るとともに、当該反倫理的行為にかかる給付を受けて利益を得た場合には、同利益については、加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において、被害者の損害額から給付分を差し引くことは「民法の趣旨に反するものとして許されない」としました。

その上でヤミ金融業者の数千%に及ぶ貸付元本については「著しく高利の貸付けという形をとって、被害者から元利金等の名目で違法に金員を取得し、多大な利益を得るという反倫理的行為に該当する不法行為の手段」だったと認定し被害者の損害額から給付分を差し引くことは許されないとしました。

今回の最高裁判決はヤミ金融業者から交付された貸付元金は差し引くとの「差額説」の高松高裁判決を破棄して、損害賠償金額を算定させるための審理を高松高裁に差し戻しました。

判決後の記者会見での発言

「借りたものは支払え」と言っている警察の間違った対応をただしていきたい！

宇都宮健児弁護士は「ヤミ金融から借りたお金は支払う必要はなく、ヤミ金に支払ってしまったお金は不当利得だから全額返還請求できるという画期的な判決だ。ヤミ金融業者の息の根を止めることがができる判決だ」と評価しました。又5年前のヤミ金対策法制定時に国会で「ヤミ金融から借りたお金は支払う必要はない」との法制定を求めたができなかった、最高裁判決で実現できた。警察は未だに「借りたものは支払え」と言っているこうした間違った対応をただしていきたい。

貸付元本は払う必要がないことがようやく明確になった、明確かつ簡潔な判決だ！

愛媛弁護団の五葉明徳弁護士は「1審松山地裁では原告11人の内7人だけ貸付元金は差し引くとの判決、2審高松高裁では11人全員の損害賠償を認めたが貸付元金は差し引くとの判決だった、最高裁判決で貸付元本は払う必要がないことがようやく明確になった。

死を考え、さまよったこともあったが、多くの皆さんに支えられ闘ってきたことが報われた！

ヤミ金融・五菱会・梶山進に対する東京訴訟で原告として闘っている尼崎あすひらく会のヤミ金被害者の橋詰栄恵さんは、ヤミ金業者の脅迫的取立に死を考え、さまよったこともあった事などを振り返り、多くの皆さんに支えられ闘ってきたことが報われてうれしいと語りました。

最高裁判決を武器に今年がヤミ金撲滅元年と言われる活動を！

本多良男被連協事務局長は、ヤミ金融の執拗なひどい取立にあい、「ヤミ金融業者と話し合ったりすることが疲れました、今後生きていくことが自分にはできません」と遺書を残して自殺してしまった方がいる、墓前に今日の判決を報告したい、5年前には大阪八尾市で家族3人が飛び込み自殺をされた悲劇も発生している。「ヤミ金から借りた金は支払う必要がない」とのこの最高裁判決を多くの国民に届けたい、早速今日、被連協澤口宣男会長は緊急声明をだし、ヤミ金融が密集し、巣窟とも言われる新橋駅前で宣伝行動をする。最高裁判決を武器にヤミ金を根絶させなければならない、今年がヤミ金撲滅元年と言われるような活動をしたい。

全国クレジット・サラ金被害者協議会 会長声明

ヤミ金から交付されたお金は

法外な金利を取るための手段だから支払う必要ない！

ヤミ金に支払ったお金は不当利得なので全額返還せよ！

「借りた金を返せ」等というヤミ金融業者の言い分は、

もはやいかなる意味においても許されない！

ヤミ金融は犯罪！徹底した取締りを！ヤミ金融被害の撲滅を！

6月10日、最高裁判所は、指定暴力団山口組系旧五菱会のヤミ金融事件で、被害者がヤミ金融に支払った金銭の全額について損害賠償請求を認め、ヤミ金融より交付された金額は法外な金利を取る反倫理的行為により差し引く必要はない、という判決を言い渡した。

私たちはこれまで、10日で3割～5割の超高金利を取るヤミ金融業者は出資法に違反し、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処せられる違法行為・犯罪行為である。ヤミ金融の貸付契約は公序良俗に違反し無効である。「ヤミ金から交付されたお金」は不法原因給付に該当するので法律上支払義務はない、ヤミ金に支払ったお金は不当利得なので全額返還せよ！と闘ってきた、ヤミ金から交付されたお金は支払う必要がない事を明確にした最高裁判決によって、「借りた金を返せ」等というヤミ金融業者の言い分は、もはやいかなる意味においても許されないことが明白になった。

ヤミ金融は犯罪である。本判決を踏まえて、警察に対し一層徹底した取締まりを求め、被害者の救済とヤミ金融が完全に撲滅されるまで闘い続けることを声明する。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会 会長 澤口宣男

ヤミ金には一切払わない！ヤミ金に支払ったお金は取り戻そう！

被害者を励ましヤミ金と闘う被連協・被害者の会の役割りを發揮しましょう！

ヤミ金は「借りたものは返せ」といいますが、ヤミ金融から交付されたお金は「貸付けという形をとっているだけで」通常の金銭の貸し借りのような「借りたもの」ではありません。

「ヤミ金融」は犯罪！「オレオレ詐欺」と同じ「貸します詐欺」の犯罪者集団です。

ヤミ金融業者はもともと違法を承知でやっています、弁護士、司法書士、被害者の会に相談しても関係ない「追い込み」してやると、本人、家族、職場、隣近所にまで電話をかけまくり、恐喝し、払わせようとしていますので、本人がヤミ金に対して毅然と「ヤミ金から借りたお金は法律上支払う必要はないので支払わない！」「支払ってしまったお金は不当利得だから全額返してください」と闘うことなしには解決できません。

被害者の会ではヤミ金に脅えている被害者に、ヤミ金と闘って解決した被害者が「私もヤミ金が怖かったがちょっとの勇気を出して闘ったら解決できた」「勇気をもって、ヤミ金には一切支払わない、払ったお金は返してください」と言ってみましょう！などと励ましながらヤミ金と闘っています。

まさに被害者の会だからこそできる活動です。

被害者の会ではヤミ金融被害の相談を積極的に受け、ヤミ金被害撲滅のために、この判決を武器に恐れず勇気を持ってヤミ金融と闘いましょう！

被害者がヤミ金を恐れず勇気を持って毅然と闘うことによってヤミ金被害を解決できます。

「ヤミ金融は犯罪！徹底した取締を！」「ヤミ金融には一切払わない！払ったお金は全額取り戻そう」「自殺にまで追い込むヤミ金融業者の撲滅を！」頑張りましょう！

被害者向けのわかりやすい「ヤミ金撃退完全マニュアル」7月中に出版予定！

全国ヤミ金融対策会議と被連協が共同で「わかりやすいヤミ金撃退マニュアル」を7月中に出版することで編集会議をもって頑張っています。

被害者が「ヤミ金撃退完全マニュアル」を持てばすぐにヤミ金融と勇気を持って闘うことができる本、行政の窓口でも利用できる本にしたいと思います。執筆は木村裕二弁護士、大阪いちょうの会、夜明けの会、太陽の会です。編集にジャーナリストの三宅勝久さん、イラストは大阪いちょうの会の田中祥晃さんのお嬢さんでプロの漫画家田中聰美さんがそれぞれ快く引き受けていただいています。

5月29日～31日を中心に 全国一斉「ヤミ金融110番」実施！相談件数は327件 －40都府県61団体が参加！－県・弁護士会・司法書士会・被害者の会－

全国ヤミ金融対策会議は5月29日～31日を中心に全国一斉「ヤミ金融110番」実施しました。参加団体は県・弁護士会関係は26団体、司法書士会関係は18団体、被害者の会は17団体で40都府県61団体の参加となり過去最高になりました。6月10日までの間集計では相談件数は327件で、相談での聞き取り調査による主な内容は次の通りです。

ヤミ金業者の種類調査

- ・東京都知事登録5% ・地元の県知事登録3%
- ・無登録で非対面型（電話と振込）54% ・無登録で対面型（地元業者）12%

取立被害状況調査

- ・電話による本人への取立46% ・電話による職場への嫌がらせ18%
- ・電話による第三者（家族・近隣住民・学校）への嫌がらせ18%

警察の対応状況調査

- ・対応が良かった27% ・良かった事例は業者に警告の電話をかけてくれた20%
- ・対応が悪かった73% ・対応が悪かった事例は次の通りです

 - ・借りたものは返せといわれた19% ・被害がないと言われた19%
 - ・証拠がないと言われた8% ・警告電話はかけないとと言われた12%

全国一斉「ヤミ金融110番」の新聞・テレビの報道が少なく、相談件数は少なかったと思います。「ヤミ金融110番」の報道はNHKは29日13時のニュース、NHKラジオも29日午前から放送しましたので29日昼頃から相談が多くなりました。被連協・太陽の会の電話は1台なので鳴りっぱなしでした。ラジオで聞いたという相談が多かったです。

6月25日 全国一斉ヤミ金告発に参加を！

全国ヤミ金融対策会議、高金利引下げ全国連絡会、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会は、来る6月25日、第11回ヤミ金融全国一斉「集団告発」への参加を呼びかけています。

各弁護士・司法書士・被害者の会で相談・担当した案件を一業者・一被害者ごとの犯罪事実及び口座・電話情報を共通の「一覧表」書式に整理し、これに振込控えのコピーなど一覧性のある客観的資料を添付し、地元県警本部へ告発するようにお願いしています。

参加の呼びかけ、書式、実施要領などはすでに送付しています。（必要な方はご連絡して下さい。）
東京では6月25日10時警視庁に集団告発、11時警察庁に要請行動、12時東京弁護士会館で記者会見を行います。各地でも取り組みをお願いいたします。

ヤミ金融との問い合わせ・投稿

ヤミ金はびこる パート2

（みやぎ青葉の会相談員 豊岡あさ子）

お願いです。助けてください。いま仙台駅にいるんです！

電話が鳴った「はい。クレジット・サラ金相談のみやぎ青葉の会です」

「私借りてもいいのに嫌がらせがあって60万円も払っているのにまだ払えって、言われて困っています」暗い声で突然話しだす。

「お願いです。助けてください。いま仙台駅にいるんです。そちらに行っていいですか」

「駅まで来ているの？どうぞ来てください。青葉の会の場所分かりますか」

「わかりません」

「仙台の地理は詳しいの？」「良くわりません」

「じゃあタクシーで来た方がいいわね。でもタクシーレートありますか？」

「あります」「タクシーに乗ったら裁判所の東門の前って言うのよ。裁判所の門の前まで来たら又電話して」とこちらも急きこんで答えた。裁判所の門の前に来たと電話が鳴る。子機を持って窓際に寄って外を見ると携帯持った女性が裁判所の前にいる。

「駅の方を向いて、目の前にきれいなクリーム色のマンションあるでしょ。上を見て」と、窓から手を振った。相手も手を振りかえす。

「ここの5階ですから。エレベーターに乗って」と電話で案内する。

ここは、多重債務被害の相談所みやぎ青葉の会。誕生して24年を超えるとしている。

安い家賃の事務所をと、仙台駅を中心に何回も引っ越しをしたが。今は多くの方々の協力で裁判所を目の前にした場所に落ち付いた。県内のあちこちから多重債務問題の助けを求めて相談におとずれる人

達に、案内しやすい事務所になった。

痩せて小柄なその女性は、60を過ぎているよう。黒っぽい洋服は地味だが良質な仕立てに見える。髪は余り手入れされてないのか、かさかさと枝毛が白茶けている。顔全体もくすんで、精気がない。目もくぼんで、落ち込んだ目が怯えて落ち着かないような感じに見える。

「青葉の会はどこから紹介されたの」

「市の消費者センターからです。いろんな所に相談に行ったけど、ダメなんです。青葉の会なら何とかしてくれるって消費者センターで聞いたものですから」

「先ずお名前と住所を書いてください」ペンを持つ手もふるえて字も思うように書けない。

調査用紙にやっと名前を書き、債務状況の欄をみた途端「私に借金はありません。スナックを日銭で稼いでいるけど。現金取引だから売り掛けもありません」「じゃ一何故ヤミ金に?」

借りてもいいのにヤミ金からの取立が!

「聞いてください」とA子さんは話し始めた。そして問う間も与えず話し出した。

私はスナックを経営してのよ。スナックと言っても、住宅地のそばにある小さな店を一人でやっているんだけど。去年の1月5日が初めての店開きの日だったの。

今年もがんばるぞと暖簾を出したとたんに携帯電話が鳴ったの。こりゃー幸先いい、お客様からのお電話かと「おめでとうございます」と電話に出たのよ。そしたら「俺はサワダだ!お前アトベと言う女を知ってるかー?」って男の怒鳴り声が飛び込んできたのよ。

それがこの10ヶ月も続いた悪夢の始まりだったのよ。

「アトベさんという人?私知りませんが」って言ったら。

「アトベに金を貸したが払わない。おまえの名前を言っていたので払えっ」

もう一すごい剣幕だから、私も相手と同じぐらい強く

「アトベという友達は知らないし、お金を借りた覚えもないからお断りします」電話を切ったの。

そしたらすぐ又電話がなったので

「保証人になった覚えもないし関係ないから、電話はしないで下さい」

と同じ返事を繰り返して電話を切りましたよ。

関西訛りの早口でまるでドラマのヤクザのような口調でまくし立てる男だったの。

その晩はずっとその繰り返でした。「関係ない。断ります」

10回以上の電話で商売にもならず。せっかくのお客さんにも帰って頂き、怖くなつてその日は早く店を切り上げて帰ったの。

その以降は毎晩のように午後11時過ぎ頃から電話が入るようになったけど。番号を見て絶対電話に出ませんでした。5日位そんな電話が続きましたよ。

でも何故私にこうなのか、事情を知りたいと思い電話にでたら

「俺はサワダだ。何で電話にでなかった。アトベの家に行け」

「友達でもないからアトベの家は分かりません」と答えたたら。

「住所を教えるから探して行け。アトベの家に着いたら電話をよこせ」すごいのある声だった。

その日も11時過ぎた頃だったわ。断ったらすぐにでもこの小さな店に怒鳴り込んでくるような気配もあって怖かった。住所を聞けばアトベさんの家はすぐわかったの。

アトベさんは結局私の友達の友達で、私の店に来たお客さんで来た人だったの。

「何故わたしの携帯番号と名前をサワダに教えたの」家にはいると私はアトベさんに聞きました。

「どうしても必要で、クラビットと言うところから3万円借りたの。一週間たって払えなかつたら、電話で脅され貸した金を払えないなら、ケータイ持つての友達の名前を言えって、メモ帳を見たら貴女の名前が出ていたので、言ってしまったの」と、畳に頭こすりつけて何度も謝るのよ。

悔しくて、メモ帳のページを私破ったわ。そこへ又サワダの電話が来たのよ。

私のケータイに。「アトベに貸した金の残りを、お前が払え」と凄むのよ。

私は何度も「払う理由はないし、払う意志は全くない」とはっきり言ってたのよ。

そして「払え」「払わない」と何回も言い合っていたら、突然サワダは口調を変えて低い声で

「お前生意気な口を利くなよ。お前がそう強気なら俺もとことん徹底的にやるぞ。どんなことになつてもいいんだな。じゃあやつてやろうじゃないか。後悔するなよ」とヤクザ言葉のドスの効いた声ですごみ、向こうから電話を切ったの。あの声はとても怖かった。

12時も過ぎていたから、タクシーで家に帰つてのよ。鍵を開けようとフト見ると玄関のガラス戸に何やら貼り紙があるの。廊下のガラスにも3枚も夜目にもはっきりと貼つてあるのよ。

「A子さん、サワダという人から電話ありました。至急電話をしてください」と貼り紙には、隣の○さんの名前が書いてありました。カレンダーの裏紙にマジックで。

「サワダという人から夜中の11時半頃電話あり、夜中なので迷惑だからとお断りしましたが、京都からなので直接行けないからと言うのでメモしました」と町内会の班長Mさん。

血の気がさーっと引き、体が震えてその場に座り込んでしまいました。

何時間そこにいたのかしら。あのサワダが「徹底的にやる」と、言ったのはこのことなのか。何時もお世話になっている町内のお宅まで巻き込んで、その晩は一睡もしなかったの。

次の朝〇さんやMさんなど4人が訪ねてきました。老人家庭に夜中の電話はどんなに迷惑か「貼り紙も小さいのはダメだ、カレンダーの裏に大きく書けとか、近くで見ているような怒鳴り声だった」とか口々恐ろしさをいい、私の事情を話しても納得せず。

「お宅の事情もあるだろうが、いい加減にしてくれ」と帰っていったの。

近所への電話は何日も続き、電話のベルが鳴ると血圧が上がり倒れる老人も出て「頼むからここから引っ越してくれ」とまで言われたのよ。

警察が何をしてくれた。弁護士が何をしてくれた

もうどうにもならない金を払えば、電話も止むかと悔しいけどサワダに電話して「いくら払えば」と聞くと「落とし前として10万円払え」と言うの。

「明日、銀行に行ったら電話をしろ。振込先を教える」お金を払っている間は、近所への電話は止まるけど。それが終わると何かと理由をつけてお金を要求するのよ。

私が電話に出ないと隣近所に又電話をかけて、「子どもに気をつけろ」「火の用心など」やりたい放題、夫の形見の指輪を質に入れたり、友人や子どもに借りて払い続けていたのよ。

警察にも、議員さんや、弁護士にも相談したけど「みんな電話に出るな」「金を払うな」地元の警察は「これは脅迫でない、連絡だ」と言うだけで私への注意だけなのよ。

交番で相談している最中に、サワダから電話があったから替わって貰ったら「〇〇交番だ」と言った途端に何も言わず切ってしまったの。弁護士さんは「引っ越ししたらどうなの。ケータイを取り消して別な番号にしたらと言うだけ」それっきりだったの。その晩の電話が怖かった。

「警察が何してくれた。弁護士が何してくれた。そちらがその気ならもっと徹底的にやるぞ」と脅すのよ。私がでなければ近所に迷惑かかる。もう近所の人が逢っても挨拶してくれない。

どうしたらしいの。質問する暇も与えず語るA子さんの話は想像を絶するものだった。

そして毎日のやりとりを書いた、大学ノートを出し、1月から10月までの、アトベとのやりとり、送金した領収書など9ページにわたるものを取り出した。

これは違法なヤミ業者なの、絶対許さないから。私たちと一緒にがんばりましょう！

「よく話してくれたわね。これは違法なヤミ業者なの、絶対許さないから。私たちと一緒にがんばるから貴女も一緒にがんばりましょう。必ず解決するからね。この会に協力して下さっている弁護士さんや司法書士さんの力を貸して頂くからね。でも警察を動かさないとダメだから先ずこのことを県警にいって話しましょう。そして世論にも訴えましょう。絶対あきらめないでね。変なことは絶対考えないで。生きることが大事だから」と。

「大丈夫子どもいる迷惑かけられない」A子さんと何時間話しこんだろうか。

宮城県警のヤミ金相談係に行くことを話しその日は別れた。

A子さんが青葉の会を出る時、心なしか顔色にも艶が戻ったように感じた。

A子さんの話に、私は5年前の「八尾市のヤミ金心中事件」思い出した。「毎晩の電話に怯えています。夫も兄も私に同情して死を決意してくれました」と遺書を残し三人が鉄道自殺した事件だった。

「3人の命をむだにするな」と全国の被害者の会は直ちに衝撃を怒りに変えてたち上がった。

「ヤミ金対策全国会議」が結成され全国津々浦々で、ヤミ金業者の摘発する運動を展開した。

宮城県議会では故青野登喜子県議が「宮城をヤミ金ゼロの県に」と知事に迫り、県警も取り締まりを重視することを約束させ、「ヤミ金融規制法」制定請願を全国に先駆けて、県議会は全会一致で可決した。「ヤミ金の帝王」と称された山口系五菱会幹部の梶山が逮捕され。そして八尾事件に関わった犯人も逮捕された。

「無法な業者を許すな」「3人の命を無駄にするな」全国各地の運動が世論を変え、政治を動かした。その闘いが発展し、30年来の悲願だった「サラ金の高金利を法定利息まで引き下げる」サラ金規制法が2006年末の国会で改正成立させる事ができた。

17名の弁護士が連名で地元警察署に告訴！

私は、A子さんの、9ページにわたるメモノートを一晩かかってパソコンに打ちこんだ。

そこには昨年1月から10月までの、サワダとA子さんとの攻防が克明に、しかも具体的なやりとりを含めて詳細に書かれていた。ケータイも預金通帳も巧妙に、同じものを1月以上は使っていない。

しかしケータイの番号も使用中に警察に相談に行っている。その時警察が、これら無法者を、捜索してくれれば、犯人も明らかになったのにと、言う場面も何回もあった。

A子さんはあらゆる伝手を求める、各方面に相談しているが正しく受け止め、この責め苦から解放する道筋を、どこも見つけてもらえなかった。その逐一がのべられていた。

被害者の恐怖心を巧妙に操りながら、ヤミ金の巧みさと、それを知りながら答えざるをえないA子さ

んのもがきが、はっきりとノートに記されている。

多重債務と闘って24年、みやぎ青葉の会の名にかけても、解決の方向を見つけようと、記録をA4版4ページに打ち込んで、世話人会の弁護士・司法書士にプリントして渡した。

即反応があった。「これは許せない、地元警察に告訴しましょう。先ず本人にあって事情を聞きましょう。本人との面接の時間を取ってください」N弁護士からの電話があった。

自分の訴えを本気になって聞いてくださる弁護士さんは、説教する訳でない。

サワダの一言一言を聞き取ってくださった。「こういう人達がいるのだ」A子さんは感動した。

11月初めの告訴には、17名の弁護士が連名で地元警察署に、テレビカメラの待ち受ける中、本人と弁護士4名とみやぎ青葉の会の相談員が朝9時に乗り込んだ。

飛んで帰って午後は、仙台で記者会見。放列するカメラの前でこの間のヤミ金の卑劣な、やり方を説明した。A子さんは気丈にもカメラの前で事実を語った。

しかし「住む場所も、名前も顔も映してくれるな。張り紙させられた近所の人に迷惑かけるから」と、だから、宮城県内の64歳女性とだけに各社は報じた。

その日、A子さんは携帯の番号をやっと変えた。近所の方々には弁護士の告訴状と文書を持って一軒一軒を訪ねて事情を説明した。

青葉の会には「枕を高くして新しい年を迎えました」年賀状がA子さんから寄せられた。

あの悪夢の中でもサラ金に走らず、質草を持って昔ながらの質屋に通ったA子さん。

「今はね、質草を取り戻すため昼間も働いているのよ」元気な声で語っていた。

第27回全国クレ・サラ被連協総会 in 神戸 皆様の参加で熱氣むんむんの総会にしましょう！

総会・シンポ

日時 7月20日(日)13時~17時 懇親会 18時~20時

場所 神戸国際会館 402号会議室(東エレベーター4階)

兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6(JR三宮駅より徒歩3分) 電話 078-230-3196

シンポ 「被連協・被害者の会は、今何が必要なのか、何をするのか！どうしていくのか！」

①都道府県多重債務問題対策協議会に参加して活動している被害者の会、参加できていないが進んだ被害者の会運動をしている被害者の会活動と教訓。

②ヤミ金融被害撲滅に向かって闘っている被害者の会活動と教訓。

③家計簿をつけるなど被害者の生活の立直しに向かって活動している被害者の会活動と教訓。

④年700件を超える相談活動をしている被害者の会活動と教訓。

⑤被害者の会の相談会、役員会、定例会、機関誌活動、レクレーション活動、財政活動など被害者の会の組織・運営の教訓と悩み。

等々をテーマにパネルディスカッション、会場の全ての被害者の会から積極的な発言をしていただくなど熱氣むんむんの総会にしたいと思います。

★金利引下げ、グレーゾーン廃止を柱とする貸金業法と多重債務問題改善プログラムの完全実施を！

★クレ・サラ被害の根絶を！多重債務者をなくそう！

★借金の解決は必ずできます！相談者の身になって親切に相談！

★被害者の会らしい丁寧で親切な相談体制をしっかりと作り、被害の予防と救済に全力を！

★ヤミ金融の徹底した取締りを！ヤミ金融被害の根絶を！

★違法利息は払いません！過払い金を取り戻し、生活の立直しを！

★全ての都道府県に被害者の会を！

★反貧困キャラバンの成功を！不安定雇用をなくせ！生活できる最低賃金を！生活保護の充実を！

編集後記・事務局より

ヤミ金融から交付されたお金は「貸付けという形をとっているだけで」通常の金銭の貸し借りのようなものではなく支払う必要がないと最高裁判所は明確に判決しました。

ヤミ金融が急激にはびこるようになったのは2001年の後半、それから7年ヤミ金との熾烈な闘いの連続でした。5年前のヤミ金対策法制定時に国会で「ヤミ金融から借りたお金は支払う必要はない」との法制定を求めて闘ったができないかった、最高裁の判決によってようやく実現しました。

ヤミ金の息の根を断つ最高裁判決を武器にヤミ金の完全撲滅まで闘いましょう！

みやぎ青葉の会相談員の豊岡あさ子さん(被連協副会長)よりヤミ金融との闘いを綴った「ヤミ金はびこるパート2」の投稿をいただきました。怯えきって駆け込んでくる被害者に丁寧に、優しく応対し、被害者を励ましヤミ金と格闘している被害者の会らしい相談員の情景がリアルに描かれています。

各地の被害者の会でも同様に頑張っていると思います。ヤミ金との闘い奮闘記の投稿お願いします。

(事務局長本多良男)

市民に開かれたよりよい特定調停手続きを！（一被害者本人による債務整理の方法一）

1. クレジット・サラ金等からの債務を抱え、「支払不能におちいる恐れのある債務者等の経済的再生に資するため」に制定された特定調停で、債務者本人が簡易裁判所で自らの債務を確定し、返済計画を立てる、手続きとして大きな役割を果たしています。

金融庁「多重債務者相談マニュアル」にも法律専門家の手を借りなくても、費用をかけずに解決できる債務整理の方法として位置付けられています。

特定調停を申し立てると、一般的には①利息制限法の上限金利にそった債務を再計算。②将来利息カットをカットして③無理のない3年から5年の分割弁済をして解決。になります。

ところが裁判所によっては支払い義務のない第三者・家族を保証人にさせる、利息制限法に基づくひきなおし計算をしないなど違法・不当な調停の実態があります。私たちは、違法・不当な調停についてはその都度、調停対策会議の協力を得て、簡易裁判所・地方裁判所に申し入れするなどその是正を求めていきます。

2. 行政相談員による特定調停利用と簡裁の対応の問題点の報告がありました。

報告者 司法書士 水谷英二（愛知県司法書士会）

以下の事例は、野洲市役所消費生活相談員からの聞き取りにより作成したものである。

（特定調停事例）

簡裁 大津簡裁 特定調停 相手方 貸金業者 D

（債務者の概要）

71歳代男性（年金生活者） 債務原因 ギャンブルによる浪費

特定調停内容 26万円を、利息制限法に引き直して一括で支払うことを求める
（調停結果および調停委員の対応）

債務者に対して、一切の減額はせず、業者の提示金額の一括支払を指導し、かつ、「野洲の相談員は法律を知らないのか、減額ならず一括で支払うしかないのに」と債務者に伝えた。

以上の事例について、以下の通り問題点がある。

①裁判所の問題点

簡易裁判所は、利息制限法による再計算をするべき義務があるにも関わらず、業者に言われるがままに、残債務を一括で支払え、との不当な指導をしたこと。

②行政職員に対する問題点

多重債務改善プログラムにおいて、解決方法として、行政職員や債務者自ら利用する債務整理方法として、特定調停は低廉な費用で債務者自身ができるものであり、積極的な活用をするよう紹介されており、全国の相談員は、多重債務者の相談後、簡裁の特定調停を勧めることが大変多い。

ところが、上記大津簡裁の調停委員の対応は、特定調停の活用法の誤りがあるだけでなく、全国行政職員相談員として全国各地で研修講師などを務め指導的立場を果たしている消費生活相談員を侮辱していることは、単に一個人の問題ではなく、全国の行政職員全体に対する侮辱といえる。

以上の点について、今後、行政が特定調停を支援する上で、全国に波紋を及ぼし、大きな足枷になることを憂慮し、貴協議会に報告するものである。 以上